

事 務 連 絡

平成 26 年 11 月 18 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令 の一部を改正する省令の制定について

このことについて、平成 26 年 11 月 10 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から、別添のとおり通知がありました。貴会関係者にも周知方よろしくお願いたします。

このたびの通知は、「オルビフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」並びに「使用禁止期間」を設定したことに伴い、薬事法第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令」が別添のとおり公布され、本 11 月 10 日から施行された旨、薬事監視及び指導の参考にされたいと本会に連絡されたものです。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：駒田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡
平成 26 年 11 月 10 日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成 26 年農林水産省令第 57 号）が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1 改正の内容

「オルビフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」並びに「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日

平成 26 年 11 月 10 日

3 参考

本件に関連する動物用医薬品の概要は以下のとおりです。

- ・オルビフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤

販売名：ビクタス水溶散 25% (DS ファーマアニマルヘルス株式会社)

有効成分：オルビフロキサシン

効能又は効果：

[有効菌種]：マイコプラズマ・ハイオニューモニエ、大腸菌

[適応症]：豚；マイコプラズマ性肺炎、大腸菌性下痢症



○農林水産省令第五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣 西川 公也

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一オメプラゾールを有効成分とする強制経口投与剤の項の次に次のように加える。

オルビフロキサシンを 有効成分とする飲水添 加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すると。	食用に供するためにと 殺する前7日間
--------------------------------	---	---------------------------------------	-----------------------

附 則

この省令は、公布の日から施行する。